

安城市 協働に関する指針

(第1案)

【風車の空】

— 第4章 協働に関する指針の
先には —

協働に関する指針の構成図

安城「協働」の風車

【風車の羽】

— 第3章 持続可能な
協働推進のしくみ —

羽根

具体的仕組み

翼①：ひと

翼④：情報

回転軸

市の施策

搭頂

目的

軸受け

基本原則

翼②：場所

歯車

役割・責務

翼③：お金

市民、市民活動団体、
事業者、市

柵内

領域・形態

【風車の胴体】

— 第1章 「協働」に関する
基本的内容 —

【風車の土台】

— 第2章 「協働」を
推進するために —

公共サービスへの
参入機会の提供

協働事業
提案制度

土台

計画

協働推進計画

制度

団体登録

組織

協働推進
評価会議

事業の評価
～報告・公表

表彰

目 次

－ 第1章 「協働」に関する基本的内容 －

- 1. 「協働」とは 1
- 2. 誰が「協働」に取り組むのか 3
- 3. 「協働」がもたらす効果 5
- 4. 「協働」をするときに大切なこと 6
- 5. どういう場面で「協働」ができるのか 8

－ 第2章 「協働」を推進するために －

- 1. 安城市における「協働」の現状と課題 13
- 2. 協働を推進するための具体的施策 15
- 3. 協働を推進するための制度 18
- 4. 協働を推進するための体制 23

－ 第3章 持続可能な協働推進のしくみ －

- 1. 「協働」を推進するために必要なもの 25
- 2. あんねっとで考えた協働を推進するしくみ 26

－ 第4章 協働に関する指針の先は －

- 1. 安城市の協働を推進するためには 35
- 2. 今後の展望に向けてあんねっとから提言 36

第1章 「協働」に関する基本的内容

1.「協働」とは

市民、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの良さや強みを持ち寄って、「サラダ」のようにお互いを活かし合い・助け合うことです。

安城市は、古くは「日本デンマーク」と呼ばれるほどの農業先進都市でしたが、昭和の高度経済成長とともに、地域の主要産業である自動車産業への転換が進み、まちの風景も様変わりしてきました。

農業文化の歴史を持つ安城市では、旧来、農村集落やコミュニティーで形成する「助け合いの精神」で地域の課題を解決してきました。しかし、まちの主要産業の変化や人口の流入、社会における価値観の変化などの時代の流れとともに、自分でできることは自分でする（自助）、一人でできないことは隣近所の仲間でする（共助）、まち全体に関わることは全員でする（公助）、いわゆる「自助・共助・公助」の精神も薄らぎつつあります。

これからの時代、日本の社会情勢や経済情勢の不透明感は安城市にも必ず影響を及ぼします。人々の幸福感や価値観が変化していく中、「だれもが幸せに暮らし続けられるまち」を受け継いでいくためには、私たち一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働することが必要になります。

現在、安城市をよりよくするために活動している方々はたくさんいます。例えば、地域で活躍する町内会、青年団、消防団、また学校に関連するPTA、子ども会など。福祉や環境、防犯・防災などの各自のテーマに取り組んでいるボランティア活動団体など。活動している分野は違いますが、目指す方向は同じく「安城市をよりよくするために」活動しています。

この「協働に関する指針」は、市民の皆さんの活動をさらに発展させる「協働」という手法を推進するため、市民活動団体と行政との協働を中心に、協働事業を促進する人材の育成や情報の扱い方、資金支援のあり方についてまとめます。

コラムであんねっとの紹介をのせる？

2. 誰が「協働」に取り組むのか

協働の担い手

協働を推進していくために、誰が協働の担い手となり、どのように役割を分担していくべきでしょうか。

この協働に関する指針では、主な協働の担い手を次の四者に分けて考えます。

- ①市民
- ②市民活動団体
- ③事業所
- ④市

それぞれの果たす役割

協働を進めるためには、担い手それぞれが責任と役割を分担して行います。

①市民の役割と責任

- ・自らが暮らす社会に関心を持つ
- ・市民活動やまちづくりを理解する（理解を深める）
- ・自らできることを考え、行動する
- ・市民活動やまちづくりに参加する（協力する）
- ・協働するという意識を持つ
- ・全体の利益＝公益性を意識する

②市民活動団体の役割と責任

- ・社会的責任を自覚する
- ・団体の特性を活かす工夫をする
- ・地域の課題解決に取り組む（公益性を持つ）
- ・広く市民の理解を得るよう努める
- ・市と協働するにあたっては、公共性・公益性に配慮し、情報公開と説明責任を果たす

③事業所の役割と責任

- ・地域社会の一員として共に成長する
- ・市民活動及び協働に関する理解を深め、その発展と推進に協力・支援するよう努める（人材、物資、資金、情報等の社会資源を提供する）

④市の役割と責任

- ・市民活動の自主性、自立性を尊重する
- ・市民協働を推進するための基本的かつ総合的な施策の策定と実施
- ・協働を推進させる機会の提供と環境整備に努める
- ・市職員に対する啓発・研修を実施し、市民協働の重要性の認識を深める

3.「協働」がもたらす効果

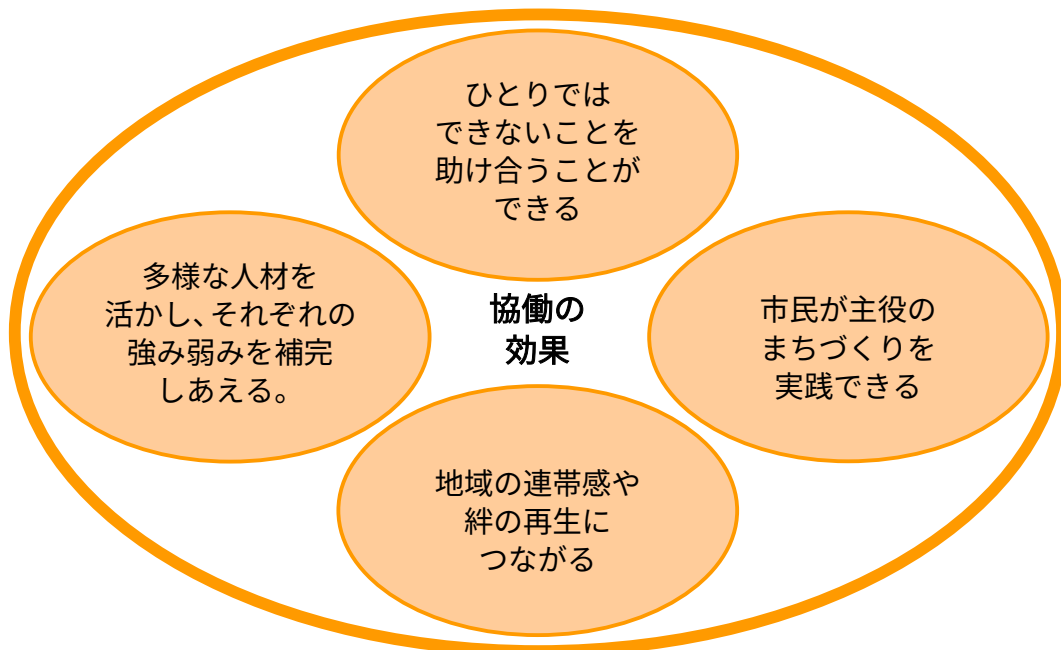
協働の効果は？

協働は、なんでもできる魔法の力のようにですが、決して万能ではありません。協働はそれぞれの主体者同士が進めていくものであり、そこには大小多くの課題が存在します。

協働の効果は、多様な人材が活かせることや、それぞれの強みを生かし弱みを補完しあえることにあります。

他にも、例えば行政の独占分野であった領域へ市民が参加することにより、新しい発想や方法が生まれることなどもあります。

これらの効果は、市民が主役の自治を促進させるだけでなく、地域の連帯感や絆の再生、自助・共助・公助の考え方を促します。

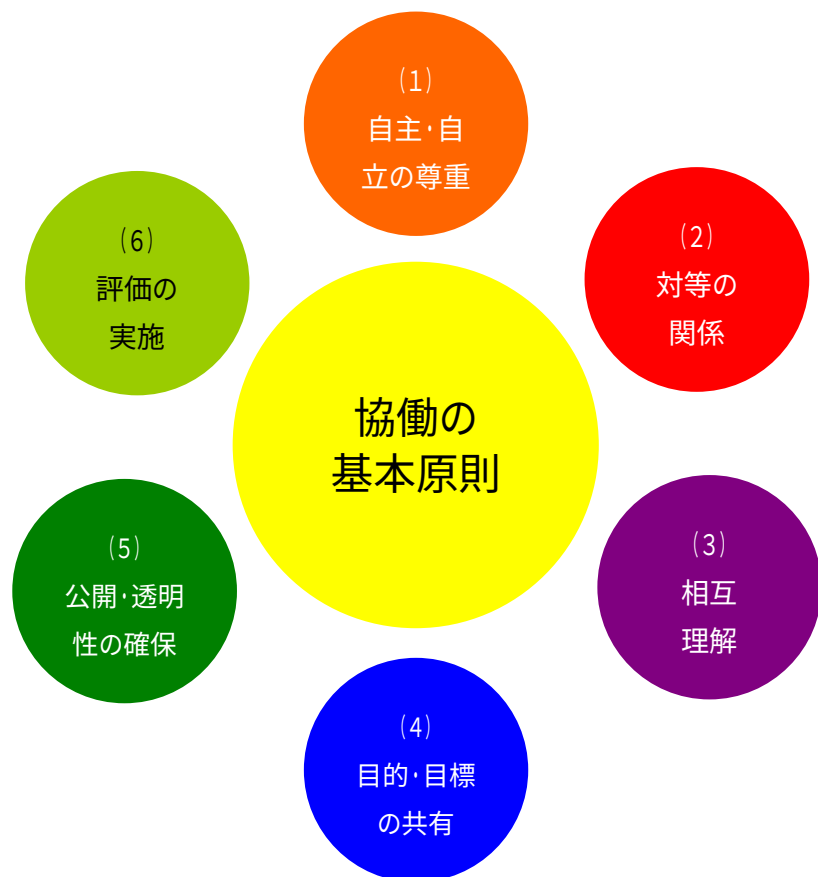


4.「協働」をするときに大切なこと

「協働」は相手があって始まります。しかし、それぞれの人・組織は別々の考え方で活動していて、いざ協働しようとしても活動に対する想い、意見の合意の取り方、事業の進め方など様々です。

そこで、協働をする時は、次の6つの基本原則（ルール）をお互いに確認して進めることにより、お互いが同じスタート位置に立つことから始めます。

お互いにこのルールを確認して、上手にコミュニケーションを取りながら進めることが、協働事業を成功させる近道です。



(1)自主・自立

協働する者同士は、自主的・自発的に考えて行動します。それぞれが自立した存在であることが大切です。

(2)対等の関係

協働する者同士は、お互いを尊重し、対等な関係において行動します。

(3)相互理解

協働する者同士は、それぞれの考えを理解した上で、得意分野を持ち寄って補完し合います。

(4)目的と目標の共有

協働する者同士は、協働のための目的や目標を互いに共有します。

(5)公開・透明性の確保

協働する者同士は、取り組みや過程を積極的に公開し、透明性を確保します。

(6)評価の実施

協働する者同士は、その活動を評価・検証し、さらに次のステップへ進むための方向付けに役立てます。

5. どういう場面で「協働」ができるのか

市民と行政が協働する領域

市民と行政の領域は、それぞれが独自で活動する領域と双方が協働で活動する領域まで5つの領域があります。

(市民の領域)	(市民等と行政が協働していく領域)			(行政の領域)
市民の責任と主体性により行われるべき領域	市民の主体性の下に行政の協力によって行われるべき領域	市民と行政がそれぞれの主体性の下に協力して行われるべき領域	行政の主体性の下に市民の協力や参加を得ながら行われるべき領域	行政の責任と主体性により行われるべき領域
【市民主体】	【市民主導】	【双方対等】	【行政主導】	【行政主体】



この3つの領域が協働です！

この図でいうところの両側、【市民主体】と【行政主体】の領域は完全に独自で活動している部分であるため協働とは呼びません。協働とは、真ん中の3つの領域でお互いに関連している部分をいいます。

細かな役割分担や責任の範囲の決め方など、解決すべき個々の課題ごとに協働のパートナー同士が合意しながら進めていく必要があります。

実際に協働している事業例とその形態

実際に市民活動団体と市が協働している事業は、平成22年度実施分で60事業ありました。これら事業について、協働の3つの領域ごとに分類しました。

また、協働の形態（方法）は、大きく分けて「委託」「補助」「事業共催」「その他」の4つとしました。“あいち協働ルールブック2004”では、他にも「後援」や「事業協力」などが協働の形態とされています。

「委託」・・・市から市民、NPOなどへの委託事業。

例：委託料を支払っているもの。事業の名称に業務委託と入っているもの。

「補助」・・・市から市民、NPOなどへの補助事業。

例：補助金を支払っているもの。または、市民が主体的に取り組み行政は補助的役割を担っているもの。

「事業共催」・・・市と市民、NPOなどとのイベント等の共催。

例：行政が共催者となるもの。または、行政と市民、NPOなど双方が主体的に取り組むもの。

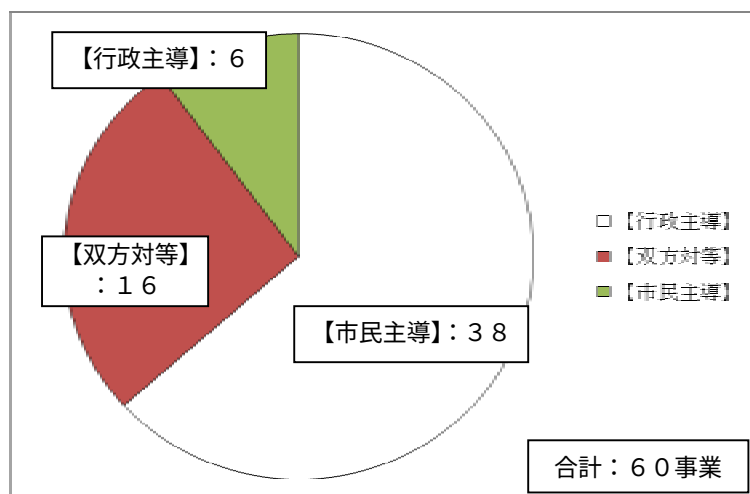
「その他」・・・上記に含まれないもの。

例：市民、NPOなどが主に取り組み、行政は物・場所などの提供で関わるもの。または、事業後援など名義貸し。

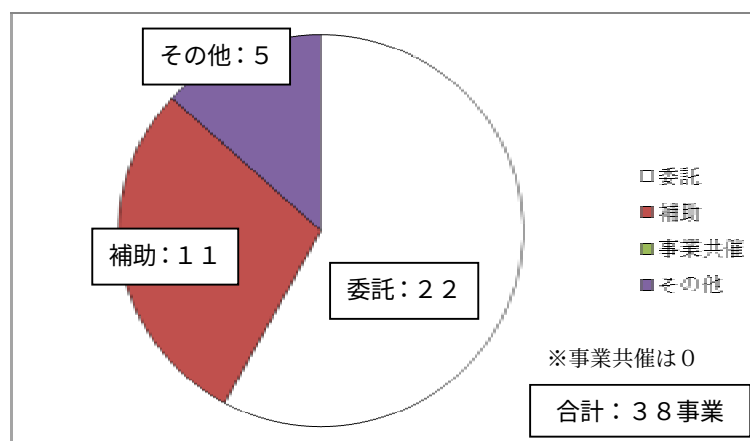
今後も、市民活動団体がますます増加・成長するように、市は積極的な情報提供により協働事業を増加させていきます。

協働事業例

市民協働課による「平成22年度市民活動団体と市との協働事業調査」の結果から、協働事業の分布とその実施形態をグラフ分析しました。



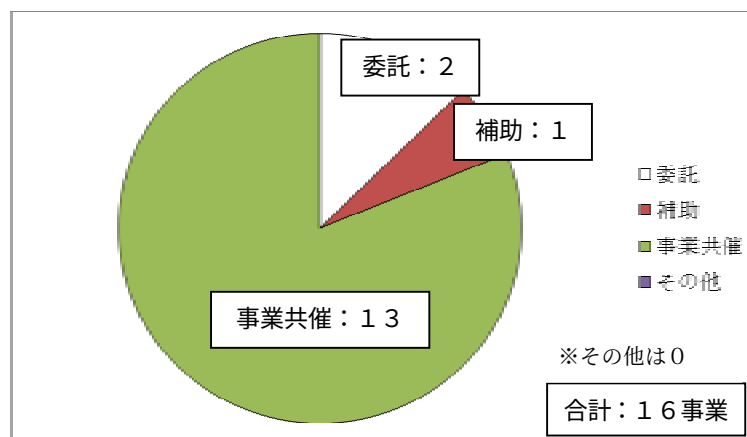
【市民主導】



事業名	団体名	課名	協働の形態
放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）	民間児童クラブ 父母の会	子ども課	委託
エコセンター社会実験	NPO エコネット あんじょう	環境首都推進課	委託

東山地域スポーツクラブ スポーツ振興委託	ANJOほく部 みんスポクラブ	体育課	委託
自治基本条例啓発事業	あんき会	企画政策課	補助
防犯啓発キャンペーン の実施	防犯ボランティア 団体	市民安全課	補助
老人クラブ交通安全教室	各町老人クラブ	市民安全課	その他(現物 支給)

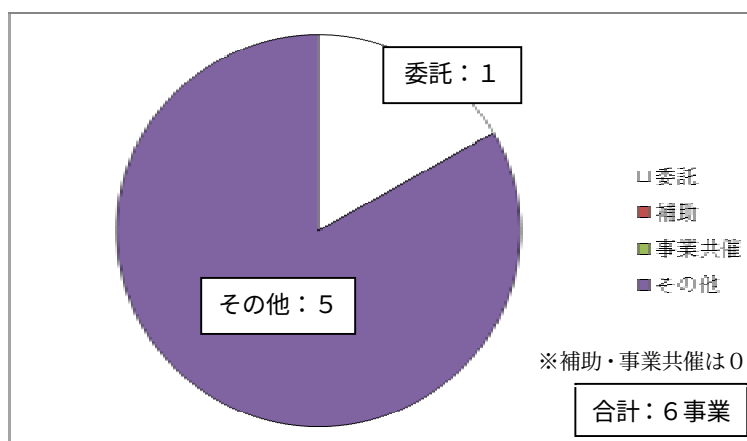
【双方対等】



事業名	団体名	課名	協働の形態
本證寺内堀環境整備事業	愛知学泉大学・市民	文化財課	委託
スポーツ少年団補助金	スポーツ少年団	体育課	補助
男女共同参画講座やフォーラムの実施	さんかく21・安城	市民協働課	事業共催
交通安全推進協議会	交通安全ボランティア団体、町内会、その他の市民団体	市民安全課	事業共催

自転車まちづくり協働 推進事業	エコりんりん	都市計画課	事業共催
--------------------	--------	-------	------

【行政主導】



事業名	団体名	課名	協働の形態
市民交流センター指定 管理業務	NPO愛知ネッ ト	市民協働課	委託
安全安心情報メールの 配信	NPO愛知ネッ ト	市民安全課	その他(使用 料負担)
食育キャラバン隊への 協力	安城市健康づく り食生活改善協 議会	農務課	その他(一部 事業協力)
赤ちゃんサロン、乳幼児 健診の協力	見守りボランテ ィアばあば	健康推進課	その他(一部 事業協力)

第2章 「協働」を推進するために

1. 安城市における「協働」の現状と課題

協働を推進するために、今の安城市の協働の現状を整理し課題としてまとめました。

協働に関する現状からの課題

課題1：協働によるまちづくりや市民活動に関心がない。

- いつも特定の人を中心になって活動を行っており、参加する市民や市民活動団体の層が広がらない。
- 協働に対する理解がまちまちであり、「協働＝手間がかかる、面倒」という認識がある。
- まだ「協働」に取り組んだことのない人に、関わることのできるきっかけづくりが必要である。

課題2：活動を広げたり継続していくためのノウハウがなく、協働するまでに至らない。

- 市民や市民活動団体には、自身の活動を広げるために長所をわかりやすくアピールする力が不足している。
- 市は市民活動団体と市との協働事業以外の情報を把握できていない。
- 市からの支援情報などPRが不足している。

課題3：協働するきっかけとなる情報交換や交流の機会が不足している。

- 団体相互の情報交流が不足している。協働するパートナーとして他の団体等の情報（組織、活動）を知り得ていない。
- すでに「協働」に取り組んでいる人に対しては、活動がもっと盛んになるように専門的なサポートが必要である。

課題4：協働を推進するコーディネーター的役割の人が不足している。

- 団体間の活動をつなげるコーディネーターが不足していて、個々の動きは連携不足のようである。

課題5：協働する団体を育成する資金援助制度が不足している。

- 市から市民活動団体の活動に対する補助金制度はあるが、市民活動を始めるきっかけづくりのための補助や、NPO法人の設立を補助する資金援助制度はない。

2. 協働を推進するための具体的施策

ここでは、5つの課題を解決するために、市の施策として取り組む事業を具体的に挙げてみます。

また、目標時期という視点も入れ、短期・中期・長期の3つの分けから、どのぐらいの期間で取り組むのかも整理します。

目安として、短期は1～2年、中期は3～4年、長期は5年以上とします。

施策1 多くの市民のまちづくりに対する関心を高めます。		目標時期
協働シンポジウム開催事業	協働の理念や手法について広く市民に周知する為のシンポジウムを開催する。	短期
協働の指針に関する「出前講座」事業	協働の指針について広く市民に周知し啓蒙するために、各地域に出向き「出前講座」を開催する。	短期

施策2 協働事業を行う団体を増やす実務的な技術指導と、協働事業につながる情報を提供します。		
「団体登録申請書・活動報告書の書き方セミナー」開催事業	登録申請や活動報告の書き方を教えるセミナーを開催する。	短期
「協働事例集」発行事業	「協働とはこんなことですよ」という例を広く市民に周知することと、団体の協働事業の手本となる協働事例集を発行する。	短期

施策3 協働のきっかけとなる情報交換や交流の機会をつくりま す。		
市民活動支援施設担 当者の交流事業	市民活動支援をしている市民協働課と生涯学 習課と社会福祉協議会の各担当者の情報交換 や交流の機会をつくりま	短期
市民活動団体の交流事 業	市民活動団体の活動情報を発信する場をつく り、協働事業につながる団体交流を行う。	短期
きっかけづくりのマッ チングコーディネー ト事業	「始めたい人」と「求める人・団体」をマッ チングさせるためコーディネートをする。	中期
協働事業コーディネー ト事業	協働したい人や団体を紹介し、協働をコーデ ィネートする。	中期

施策4 協働を推進する人材を育成し活動団体を支援します。		
(仮称) あんじょう協 働サポータークラブ設 立支援事業	団体をつなぐ中間支援の役割を果たす、(仮 称) あんじょう協働サポータークラブの設立 を支援する。	短期
(仮称) あんじょう協働 コーディネーター育成 事業	(仮称) あんじょう協働コーディネーターを 育成します。3年計画(初級・中級・上級編) により、安城市内各施設および市役所内で活 躍する人材を育成する。	中期

施策5 協働を資金面から支援する「(仮称) あんねっと基金」を整備します。		
(仮称) あんねっと基金 立ち上げ事業	法制度、基金運用手法等について調査し、基金のあり方の詳細について検討。(仮称) あんねっと基金を立ち上げる。	中期
(仮称) あんねっと基金 運用事業	市民と行政の協働運営により基金の資金運用を行う。また、基金から協働事業の実施者に対し補助金を交付する。提案された協働事業の審査と実施後の評価も行う。	長期

3. 協働を推進するための制度

協働の推進を後方から支援するために、市の制度として整備しておくべき事項について整理します。

団体登録制度

市民活動団体は社会的責任を果たす存在です。そのために、「責任の所在は明らかになっているか?」「公益的な活動をしているか?」「会計管理ができるのか?」などが問われます。

特に、財政的支援を受けたり、公共サービスへの参入機会を得て市と協働で事業をしたりしようとする団体は、あらかじめ、団体登録が必要で、その情報は公開することが原則です。

<現在の安城の登録の仕組み>

例えば、市民活動センター（わくわくセンター）には、328団体が登録しています。

登録の要件として

①団体名 ②代表者名 ③連絡先 ④活動目的 ⑤活動内容
⑥主な活動場所 ⑦会員数

を記載し、必要な書類として

⑧規約会則等 ⑨構成員名簿 ⑩活動状況の分かる書類 ⑪その他
を添付することとなっています。

協働事業提案制度

行政との協働が可能な事業の提案を募る方法を制度化します。

これには2通りの方法が存在します。

- ①行政側から協働事業を募る場合
- ②市民活動団体側から提案をする場合

公共サービスへの参入機会の提供制度

市が行う業務のうち、市民活動団体の特性を活用することが有利である場合については、市は市民活動団体に対して業務の協働実施ができるよう努めます。

また、市は業務への参入の機会を拡大するよう努めます。

- ①目的：業務を通じて、市民活動の育成支援と協働を推進するため。
- ②分野：専門性や地域性など市民活動団体の特性等を活かせる分野において。
- ③方法：委託その他の方法による。
- ④機会提供：市は、市が実施する公共サービスへの参入機会を積極的に提供
するよう努める。

<市にとって>

市民活動団体等が得意としている専門分野の特性や地域特性を活かして事業を行うことができる。

<市民活動団体等にとって>

委託等の形態により、市と協働することで、自分たちの財政の基盤が築ける。
また更なる自立に向けて第一歩を踏み出すことができる。

それぞれ双方にメリットがあります。

協働事業の評価制度 ～報告・公表

市および市民活動団体等は、協働で事業を実施した後、自己評価及び相互評価を行い、その評価結果を公開することで、さらによりよい協働を目指します。

「評価」は、協働のPDCAサイクルを確立するための重要な要素です。

また、公益性を担保するため、活動支援や協働についての情報公開と説明責任は不可欠です。報告・公表には、市民活動団体が行うべきものと市が行うべきものの2種類があります。

●団体が行うべきこと

- ・財政的支援を受けたり、公共サービスの参入機会を得て市と協働で事業実施した場合には、事業報告書を市に提出する。
- ・事業報告書には、事業の概要、プロセス、成果、評価などを記載する。
- ・広く市民に対しても説明責任を果たす必要がある。

●市が行うべきこと

- ・団体から提出された協働事業報告書の公開。
- ・年度ごとの協働事業についての報告・公表。

協働事業表彰制度

協働事業の評価に合わせ、年間で最も協働推進に貢献したり、インパクトのある事業を実施した人や団体を表彰します。表彰することで、さらなるやる気を持たせるとともに、他の者への意識向上の波及効果を狙います。

表彰方法はフォーマルなものでなく市民の手作りのなものとし、表彰式に集まった人達が意見交換・交流ができるような場づくりにも努めます。

協働推進計画制度

協働の施策を展開していく基本となる計画を立案し公表します。長期的に協働推進の体制を整えていくものや、短期で重点的に取り組む施策など具体的な内容について、計画性を持って推進できるように定めます。

協働推進評価会議制度

協働推進計画の進捗状況进行评估したり、協働を推進するための助言を行います。この会議は、公募市民や活動団体、学識経験者などを入れた第3者機関とします。

現在、安城市では、市民参加条例に記載された「市民参加推進評価会議」を設置しています。これに「協働推進評価」の機能を付加して市民参加と協働によるまちづくりを進めます。

＜参考：安城市市民参加条例（推進評価会議の設置）より＞

第13条 市民参加を適切に推進するため、市長の附属機関として安城市市民参加推進評価会議（以下、「推進評価会議」という。）を設置する。

2 推進評価会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- （1）この条例の運用状況に関する事項
- （2）この条例の見直しに関する事項
- （3）市民参加の実施状況の評価に関する事項
- （4）その他市民参加の推進評価に関する事項

3 推進評価会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- （1）公募による市民
- （2）コミュニティを代表する者
- （3）その他市長が必要と認める者

- 4 市長は、前項の規定により推進評価会議の委員を委嘱する場合は、当該委員の総数の5分の1以上を公募による市民とするよう努めるものとする。
- 5 推進評価会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 協働を推進するための体制

市役所内の協働推進機関として、市民協働課が中心的な役割を担い、行政内部のコーディネーターの役割を果たします。

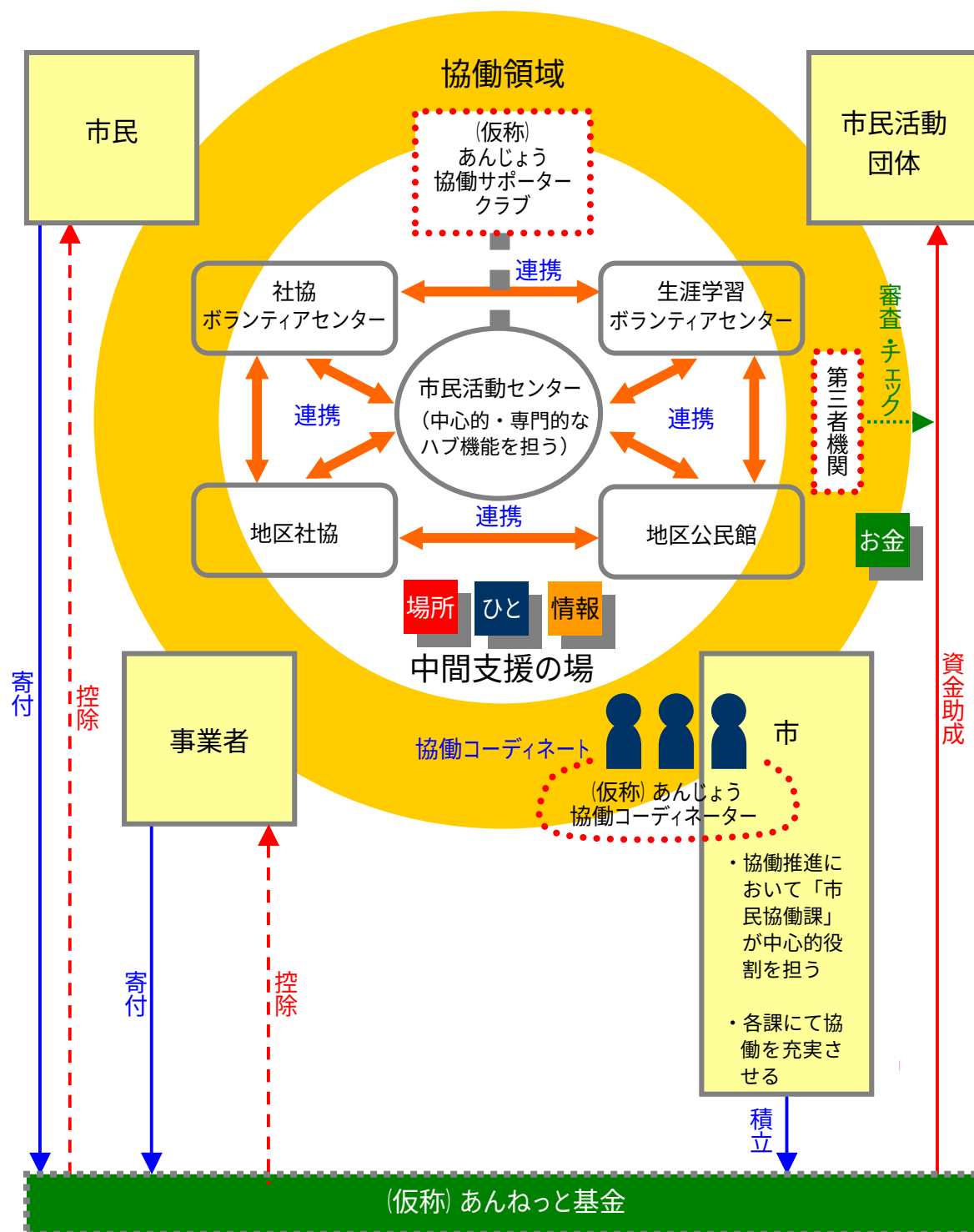
市の各部署の職員は、(仮称) あんじょう協働コーディネーター研修を受講し、市役所全体で協働の推進に努めます。

市民活動センター、社会福祉協議会ボランティアセンター、生涯学習ボランティアセンターは連携して協働を支援します。とりわけ、市民活動センターは今後、協働推進のハブ機能を担います。

地区公民館、地区社会福祉協議会は、地域における「入口」「きっかけ」「駆け込み寺」としての機能を担います。

将来、(仮称) あんじょう協働サポータークラブは市民活動センターを拠点に活躍し、多くの人や団体をつなぐ役割を担います。

推進体制のイメージダイアグラム



第3章 持続可能な協働推進のしくみ

1.「協働」を推進するために必要なもの

あんねっとでは、協働を推進するために安城市では何が足りないのか、何が必要とされているのかを「ひと」「場所」「お金」「情報」の4つの分野に分けて、それぞれを充実させるための方法を考えました。



2. あんねっとで考えた協働を推進するしくみ

① ひと

「(仮称) あんじょう協働コーディネーター」育成プログラムを創設します。

- 安城市が開催する研修を通して、コーディネーターを育成します。
- この研修は市民だけでなく、職員も対象に開催し、職員の育成にも貢献します。

コーディネーター育成

コーディネーターは熱い気持ちさえあれば誰でもできるという訳ではありません。多くの方と協力して物事を進めていくための資質が必要です。そこで、研修を通して、協働によるまちづくりの様々な活動をよく理解し、高い専門知識と誰からも信頼を得られる誠実さを持ち合わせた人材を育成します。

協働を推進する行政職員の育成

行政職員も市民とともにコーディネーター育成のプログラムに参加します。各部署にコーディネーターが少なくとも一人は在籍し、市役所全体で協働によるまちづくりを推進するという体制を目指します。

連携強化

安城市内ではすでに社会福祉協議会ボランティアコーディネーター、生涯学習コーディネーターが活躍しています。この既存コーディネーターとの連携を強化します。その上で、各活動団体にて活躍する素晴らしい人材（スター）達を引き合わせ、つなげる役割をします。

「(仮称) あんじょう協働サポータークラブ」を結成

コーディネーター研修の卒業生を核として中間支援組織「(仮称) あんじょう協働サポータークラブ」の結成を目指します。

＜あんねっとでは＞

- ・3か年計画（初・中・上級編）により、コーディネーター100人育成を目標とします。（100人の目標の内訳は職員70人、市民30人です。）
- ・やっぱりコーディネーターは現場を知らないと！フィールドワークが必要です。ある程度、場数も必要。
- ・人を育てるということは時間がかかりますよ。
- ・コーディネーターにファシリテーション能力は必須です。
- ・ノウハウを持っている個人やボランティア団体を活用しましょう。
- ・市民／企業／各団体はコーディネーターによるコーディネートを尊重しなければならない。
- ・新しい若い世代の人を育成しないといけない。
- ・意欲ある組織を活用すべきです。
- ・ここに行ったら相談を受けてくれるという、窓口の存在は重要です。
- ・市民の意識そのものを向上させていくことが大切だし、必要。

② 場所

眠れる市民をつつき起こせ！

- 協働をする「きっかけ」「入口」としての場は地域分散型でたくさん整備したほうがよい。眠れる市民よ、目覚めて一緒に活動を！
- 「ひと」と「情報」をつなぐ専門的で中心的な「HUB（ハブ）」の役割を果たす、市民活動センターの機能を充実させます。

きっかけは地域に分散

何かやりたいと思うけど、何をやってよいかわからないと感じている人の「きっかけ」づくりや、「入口」「ブランチ（枝・支所）」を地域に分散して存在させます。困った時の「駆け込み寺」となり、縁結びの「仲人」にもなります。安城市内にはすでに、①地区社会福祉協議会や②地区公民館があります。これら既存施設の活用が効果的です。とりわけ、作業場空間の充実が望まれます。

市民活動センターをハブとして機能充実化

①社協ボランティアセンター、②生涯学習ボランティアセンター、③地区社会福祉協議会、④地区公民館と連携し、中間支援を強化します。このとき、「市民活動センター」が中心的で専門的なハブ機能を担います。具体的には「ひと」や「情報」をつなぐこと、「お金」に関するアドバイスなどを充実させます。

活動支援の役割を分担する(仮称)あんじょう協働サポータークラブ

(仮称) あんじょう協働サポータークラブは市民活動センターを拠点に活動し、同センターと役割を分担して様々な市民活動を支援します。これにより、市民活動センターが今以上に、団体の活動支援や育成に力を注ぎ、きめ細かく事業を展開できるようにします。

<あんねっとでは>

- ・既存施設は活かした方が良い。
- ・既存施設は入りやすさの見直しが必要。(マスター的な人がいる、カフェスタイルで飲食もでき、おしゃべりや相談もできる)
- ・目的が無くても、ふらっと寄ったら誰かがいるという状態が大切。
- ・場合によっては「市民設市民営」の場所も。(自分たちで資金を出し合って集会所建設した事例のように)
- ・将来できる図書館もうまく組み込んでね。
- ・「ひと」と「情報」が会うことで、つながり、ささえあい、新しい何かが生まれ、わかちあうことができる場が必要。

③ お金

「(仮称) あんねっと基金」を設立して市民・企業からの寄附を募り、協働活動を資金面から支援します。

- 活動団体の成長の段階に応じた、財政的支援の仕組みとして設立します。小さな団体にとってのハードルを下げます。
- 市が関与して、市民や企業から寄附を集めます。
- 市民や企業が寄附することによって市民活動に関心を高め、社会的責任を意識する効果を期待します。
- 寄附を募る工夫をします。(税控除や様々なファンドレイジング手法など)
- 中間支援組織が情報整理や市民活動団体の審査を行い、基金運用を手助けします。

基金による財政的支援

活動団体の成長に応じて、『(仮称) あんねっと基金』から

ステップ1：団体育成 a (市から)

ステップ2：団体育成 b (市民提案)

ステップ3：事業助成 a (市民提案)

ステップ4：事業助成 b (市からテーマ提示、協働パートナー募集)

各団体の
成長度

の4段階に応じた、財政支援を行います。

このうち、すでにステップ2：団体育成 b (市民提案) とステップ3：事業助成 a (市民提案) は社会福祉協議会・ボランティアセンターにて、福祉

の分野を中心に行われています。これらに加えて、活動が始まったばかりの小さな団体や、逆にかなり専門的で成熟した団体にも拡充して、団体の成長状況に合わせた財政支援を行います。

積立・寄附

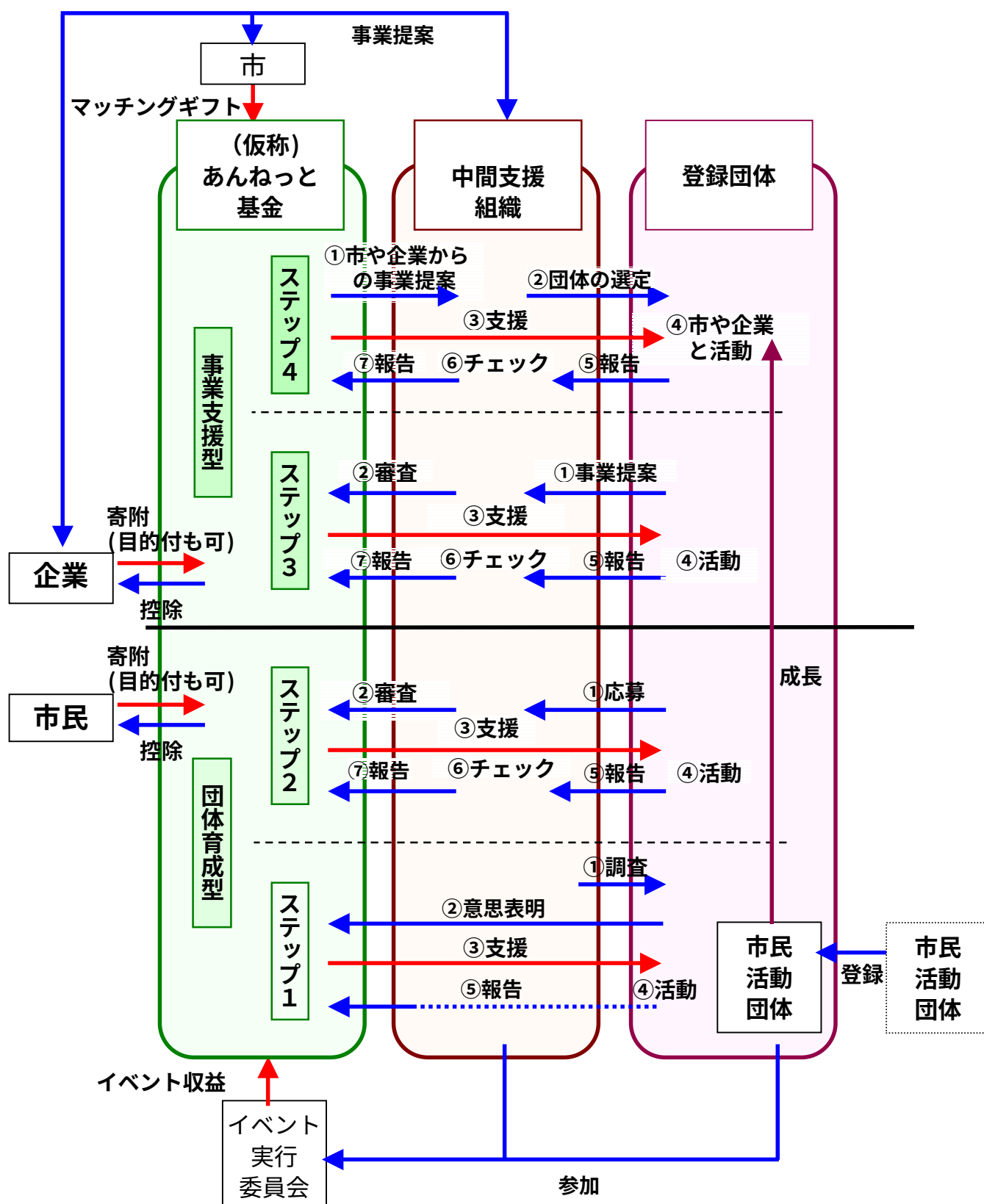
基金には市からの積立金に加え、広く市民・事業者から寄附を募ります。これにはお金を出すことで市民活動への関心・社会的な責任意識を高める効果も期待されます。

このとき寄附を拠出する側にもメリットがあることが大切です。個人市民税の控除、法人市民税の減免などが考えられます。また基金の使い道に目的制限を付加できる等、拠出する側の想いを反映できる方法などを研究することが必要です。

中間支援組織がサポート

基金による財政支援情報の整理・提供、応募された市民活動団体の審査、提出される報告書のチェックなどの役割を一部、中間支援組織が手助けします。

< (仮称) あんねっと基金運用のイメージ案 >



④「情報」

情報の連携・交流を深める！

- 協働の主体（当事者）と市民活動センター・社会福祉協議会ボランティアセンター・生涯学習ボランティアセンター・地区社会福祉協議会・地区公民館の間で情報交換や交流が必要です。
- 市民活動センターは情報交換のハブ機能を担います。
- インターネット環境だけでなく、紙による情報配信、人から人への情報伝達という、古くから行われている温もりある手段も尊重し、活用します。

情報網の再構築

既存の情報網を再構築し、分かりやすく使いやすい形に整備します。「人」と「場所」もセットに考えて、情報ネットワークのハブ的機能を市民活動センターが担います。そして社会福祉協議会ボランティアセンター・生涯学習ボランティアセンター・地区社会福祉協議会・地区公民館と連携強化します。

協働の主体（当事者）に伝わりやすく、わかりやすい情報網が必要です。情報交換と交流を推進します。

また、新しいITの技術を適切に取り入れます。

温もりある情報伝達

情報伝達においても、効率だけを追い求めるのは危険です。人から人へ、手書き印刷のチラシなど、昔からある温もりの感じられる伝達手段も尊重して活用することが大切です。

<あんねっとでは>

- ・ 口コミの仕組みをうまく取り入れよう。
- ・ 努力をし過ぎ（誰かが無理をし）なくてもつながる仕組み・仕掛けが必要なかもしれない。
- ・ 「協働事例集」を作成して、多くの市民がイメージしやすくなると良い。

第4章 協働に関する指針の先は

1. 安城市の協働を推進するためには

ここはアンケート結果の提言内容を
参考にまとめます。

2. 今後の展望に向けてあんねっとから提言

ここはあんねっとからの提言をまとめます。